

## 平成 30 年度 国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務 企画提案説明書（募集要項）

### 1 業務名

国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務

### 2 業務内容

「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務」企画提案説明書（仕様書）参照

### 3 企画提案を求める項目

#### (1) 業務全体の企画

ア 本業務の実施を通じて、市内映像関連事業者の制作技術を生かした海外展開を促進し、映像コンテンツの制作に係る資金調達手段や海外の放映枠等を獲得するという目的達成に向けて、どのような事業内容とするかを提案すること。

イ 人的プラットフォーム構築に向けて、本業務の趣旨を理解し、国際共同制作に関する豊富な知見・ノウハウを有する者を選定し、提案すること。

#### (2) 業務スケジュール及び実施体制

ア 業務全体のスケジュールを示すこと。

イ 業務の実施体制及び業務管理者を示すこと。

#### (3) ワークショップの企画

ア 市内映像関連事業者の人材育成を行うために、ワークショップに招く講師の選定やワークショップに参加させる者の参加条件をどうするかを提案すること。

イ 平成 29 年度に札幌市が実施した「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業」を参考のうえ、より効果的な企画提案を行うこと。

ウ 国際共同制作の実現に向けて新しい可能性を切り拓くために、映像コンテンツの制作に係る資金調達手段の確保に向けて有効だと考えられる内容を提案すること。

エ 講師の選定にあたっては、国内外での活躍実績を豊富に有する者を登用するなど、工夫すること。

#### (4) 企画提案会議（ピッチング・マッチングセッション）の企画

ア 企画提案会議の実施に向けて効果的と思われる日程案を作成して提案を行うこと。

イ 映像関連事業者間の交流を促進するような工夫等があれば積極的に提案すること。

ウ 他産業への波及を促すための工夫等（例：NO MAPS との連携）があれば積極的に提案すること。

#### (5) その他

業務の目的達成のために、重要と考えられる事項や、効果的・効率的な方法があれば積極的に提案すること。

### 4 選定方法及び選定数

(1) 業務を受託する事業者は、公募型企画競争（プロポーザル）方式により選定するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務」

企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1 事業者を選定する。

## 5 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

## 6 参加資格

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限日において、平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

## 7 スケジュール

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 企画提案に関する質問の受付 | 平成 30 年 6 月 27 日（水）17 時まで【必着】 |
| (2) 参加意向申出書の提出    | 平成 30 年 6 月 29 日（金）17 時まで【必着】 |
| (3) 企画提案書の提出      | 平成 30 年 7 月 13 日（金）17 時まで【必着】 |
| (4) プレゼンテーションの実施  | 平成 30 年 7 月中旬（予定）             |
| (5) 選定事業者の決定      | 平成 30 年 7 月中旬（予定）             |

## 8 企画提案に係る質問及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、所定の様式に質問の趣旨を簡潔に記入し、下記のあて先まで電子メールで送信すること。また、企画提案に際し、平成 29 年度札幌市「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業」の概要が必要な場合も、同じく電子メールに記入のうえ送信すること。

電子メールの件名は、「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務 質問書」として送信すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

### (2) 受付期間

平成 30 年 5 月 30 日～平成 30 年 6 月 29 日（金）17 時まで【必着】

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せて一般財団法人さっぽろ産業振興財団販路拡

大支援部映像産業振興課映像産業振興系のホームページで公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

#### (4) 送信先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

販路拡大支援部映像産業振興課映像産業振興係 担当：佐藤・松浦

E-mail：[info@screensapporo.jp](mailto:info@screensapporo.jp)

### 9 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する者は、下記のとおり参加意向申出書を提出すること。提出期限日までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めない。

#### (1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

#### (2) 提出期限

平成30年6月29日（金）17時まで【必着】

#### (3) 提出方法

郵送又は持参による（持参の場合は平日9：00～17：00受付）。

#### (4) 提出先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

販路拡大支援部映像産業振興課映像産業振興係 担当：佐藤・松浦

TEL：011-817-5711 FAX：011-817-5722

E-mail：[info@screensapporo.jp](mailto:info@screensapporo.jp)

### 10 企画提案書の提出

#### (1) 提出書類

ア～エまでを一式とし、正本として1部提出すること。副本は、イ～エまでを一式とし、10部提出すること。提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画提案書（自由様式）

エ 積算書（自由様式）

#### (2) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 企画提案書の分量は添付資料も含めてA4版20ページ程度までとする。

イ 企画提案書は、両面印刷で提出すること。

ウ 積算書については、積算根拠が分かるように記載すること。

なお、本積算額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

エ 審査の公平性を担保するため、副本には、企画提案者を特定可能な事業者名、ロゴマーク等の情報は記載しないこと。

### (3) 提出方法等

#### ア 提出方法

郵送又は持参による（持参の場合は平日 9：00～17：00 受付）。

#### イ 提出期限

平成 30 年 7 月 13 日（金）17 時まで【必着】

#### ウ 提出先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 - 1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

販路拡大支援部映像産業振興課映像産業振興係 担当：佐藤・松浦

TEL：011-817-5711 FAX：011-817-5722

## 11 企画書の選定方法

### (1) 審査

企画提案は、提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を行うこととし、当財団、札幌市及び外部有識者で構成する委員会において、下記「**13 審査基準**」により総合的に審査する。

### (2) プレゼンテーション

当財団の指定する日時、場所でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

#### ア 実施方法

(ア) 出席者は 3 人以内とする。

(イ) 持ち時間は 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）程度とし、当財団の指定した時刻から順次行うものとする。

(ウ) 参加意向申出書を提出した者であっても、プレゼンテーションに出席しない場合は無効とする。

(エ) 提出した企画提案書に基づいて企画提案を行うこと。なお、プロジェクター及びパソコンを使用したい場合は、事前に連絡すること。

(オ) プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、事業者名を述べることは認めない。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、文書により速やかに通知する。

### (4) 契約の相手方について

本業務は、上記審査によって選定された 1 社と随意契約により、契約を締結することを原則とする。また、選定された事業者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

なお、選定された事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされたものと交渉する場合がある。

## 12 予算上限額

9,500,000 円（消費税相当額を含む）

### 13 審査基準

企画提案書を選定するための審査基準は、概ね次のとおりとし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者を選定する。また、総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議のうえ選定する。

なお、企画提案者が1社であっても、最低基準点を60点とし、各委員の評価点がいずれも60点以上だったときは、契約候補者として選定する。

審査項目		配点	審査基準
業務執行能力	執行体制	10点	・スタッフの体制と役割は明確で業務遂行に十分な体制となっているか。
	類似業務実績	10点	・業務の実行力を示す類似業務の実績を十分に有しているか。
	業務スケジュール	10点	・業務全体のスケジュールは、適正かつ具体的に設定されているか。
企画提案内容	企画提案全般	20点	・業務の目的に沿った企画提案となっているか。 ・国際共同制作における現状の理解・認識が十分に備わっているか。 ・人的プラットフォーム構築に向けて参画してもらう海外の映像関連事業者の選定は適切か。 ・提示した予算額の範囲内で提案しているか。
	ワークショップの内容	20点	・講師の選定は適切か ・平成29年度に札幌市が実施した「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業」を踏まえ、より効果的な企画提案内容となっているか。 ・映像コンテンツ制作に係る資金調達手段を模索するための提案内容となっているか。
	企画提案会議（ピッチング・マッチングセッション）の内容	20点	・国際共同制作案件の創出を促す提案内容となっているか。 ・招へいする海外のプロデューサー等の国・地域の選定は、業務目的に沿った提案内容となっているか。
	その他	10点	・当財団及び札幌市が関与する取組（例：NO MAPS など）との連携を図るなど、他産業への波及を意識した工夫等が提案されているか。

### 14 その他の留意事項

- (1) 企画提案、プレゼンテーション等に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 申込後に辞退する場合は、取下願（様式5）を提出すること。

## 15 問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

販路拡大支援部映像産業振興課映像産業振興係 担当：佐藤・松浦

TEL：011-817-5711 FAX：011-817-5722

E-mail：[info@screensapporo.jp](mailto:info@screensapporo.jp)